令和4年4月1日 情報センター長制定

(設置)

第1条 徳島大学情報センター(以下「センター」という。)に、徳島大学情報センター情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。委員会は、徳島大学情報セキュリティポリシーにおける部局情報セキュリティ管理委員会と位置づける。

(目的)

第2条 委員会は、センターの情報セキュリティマネジメント活動の推進と情報システムのセキュリティ及び運用管理を実施するための対応を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 情報セキュリティマネジメント活動に係る基本方針に関すること。
 - (2) 情報セキュリティマネジメント活動に係る総合調整に関すること。
 - (3) 情報セキュリティマネジメント活動の管理活用に関すること。
 - (4) 情報化推進委員会との連絡と調整に関すること。
 - (5) その他情報セキュリティマネジメント活動に関して必要な事項。

(組織)

- 第4条 委員会は,次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター部局情報セキュリティ責任者
 - (2) センター部局情報セキュリティ管理者
 - (3) センター長
 - (4) センター各部門員(部局情報セキュリティ責任者及び同管理者を除く。)
 - (5) センター事務室員
 - (6) その他委員会が必要と認める者

(任期)

- 第5条 前条第1項第1号から第5号の委員の任期は、当該職の在任期間中とする。
- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。委員会に副委員長を置き、部局情報セキュリティ責任者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、情報センター情報統括部門において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。